

財務省告示第二百九十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平

成十八年七月二十五日に発行する利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十八年七月二十四日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（五年）（第五十八

二 発行の根拠 回）

三 法律及びそ 財政法（昭和二十二年法律第三

の 十四号）第四条第一項及び平成

十八年度における財政運営のた

め の公債の発行の特例等に関する

る 法律（平成十八年法律第十一

号）第二条第一項並びに国債整

理基金特別会計法（明治三十九

年法律第六号）第五条第一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

用 成十三年法律第七十五号。以下

等 振替法」という。）の規定の適

四 発行方法 用を受けるものとし、その振替

五 発行額 機関は日本銀行とする。

の 日本郵政公社による国債の募集

取扱い及び取得による発行

額 面金額で五百億円

う ち、財政法第四条第一項の規

定 に基づき発行する利付国債に

つ いては、額面金額で七十九億

七 千四百五十万円、平成十八

年 度における財政運営のため

公 債の発行の特例等に関する法

律 第二条第一項の規定に基づき

第 二条第一項の規定に基づき

二 条第一項の規定に基づき

十三 初期利子

に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記（一）の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

平成十八年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1.5}{100} \times 1$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還金額

平成二十三年六月二十日

十六 償還金額

額面金額百円につき百円

十七 元利支

日本銀行

十八 払込期日

平成十八年七月二十五日

十九 募集期間

平成十八年七月十四日から平成十八年七月十九日まで